

在宅心身障害者住宅設備改造費補助事業(市の事業)

の見直しを行いました

主な見直しの内容

①対象工事の緩和

対象の方がお持ちの障がい者手帳で認定を受けている障がいで、その障がいの特性や生活状況に応じた工事が対象となりました。

例①：車椅子常用の方のカーポート設置

例②：療育手帳をお持ちの方で、飛び出し防止のための柵等の設置

例③：視覚障がいをお持ちの方で、滑りにくい床材への変更

(現行は、手すりの設置、段差解消のみ)

②所得要件の変更

所得要件の計算方法が所得税から市民税所得割に変更となりました。

【改正後の計算方法】

改造工事を行う住居に居住している方全員の**市民税所得割額の合計が28万円未満**

※1 住民票別世帯の方も実際に同居していれば対象となる場合があります。

※2 「住宅借入金等特別税額控除」(住宅ローン控除)及び「寄附金税額控除」(ふるさと納税など)による税額控除前の所得割額で判定を行います。

見直しの時期

令和6年4月以降の申請分より適用されます。

問い合わせ先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市障害福祉課 医療・手当給付担当班

電話：097-537-5786(直通) FAX：097-537-1411